

委第2号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年桶川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項、号及び表に対応する改正後の欄の項、号及び表が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の項、号及び表を削る。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>(費用弁償)</p> <p>第6条 略</p> <p>3 前項の <u>旅費</u> は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額 現に支払った旅客運賃</p> <p>(2) 日当、宿泊料及び食卓料の額 別表に定める額</p> <p>4 議会の議員が公務のため外国へ旅行する場合の旅費の額は、前項の規定にかかわらず、市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和44年桶川市条例第3号)第7条の規定を適用する。</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、旅費の支給方法については、桶川市職員の旅費に関する条例(昭和58年桶川市条例第5号)の例による。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第6条 略</p> <p>3 前項の <u>旅費の額</u> は、<u>市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和44年桶川市条例第3号)第7条の規定を準用</u>する。</p>

別表(第6条関係)

日当(1日につき)	宿泊料	食卓料
県外	(1夜につき)	(1夜につき)
2,000円	15,000円	1,200円

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

令和8年3月26日提出

桶川市議会議会運営委員長 糸 井 政 樹

提 案 理 由

国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正を踏まえ、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。